

神夕協発第 89 号
令和 5 年 8 月 18 日

神奈川県労働局長
木塚 欽也 殿

一般社団法人 神奈川県タクシー協会
会長 伊藤

神奈川県最低賃金改正決定（答申）に係る異議申し出について

平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 5 年 8 月 4 日付け神奈川県労働局一般公示第 23 号により示された異議申し出について、下記のとおり申し出ます。

記

1 申し出の概要

今回の答申は、時間額を 1,071 円から 41 円引き上げ（引上げ率 3.83%）1,112 円とするものですが、中小企業及び小規模事業者にとって、この過去最大の引き上げ額は、現状の事業経営における賃金の支払能力を全く無視したものであり、誠に遺憾であり容認できるものではありません。

本件答申が真摯な議論の結果であったとしても、原材料価格やエネルギー価格等の高騰により、価格転嫁が十分でない現状では賃上げ原資を確保することが難しく、業績改善が伴わない経営環境下において大幅な賃金引上げは合理性を欠いたものと思わざるを得ません。我々タクシー事業者に限らず地域の中小企業及び小規模事業者の実態を全く顧みない内容であると考えます。

もとより、経済が成長するとともに賃金が引き上げられ、勤労者の生活がより豊かになることは、我々タクシー業界におきましても強く願うところですが、賃金の引き上げは生産性が向上して初めて可能になるものであり、決して先行するものではないと考えます。

2 申し出の理由

今年度の神奈川県最低賃金については、7 月 28 日の中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安の答申を受け、神奈川県最低賃金審議会において審議されましたが、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告では、公益委員は十分審議を尽くしたと見解を示しつつも、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかったと



しております。そこで、政府の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意した形で公益委員の見解が取りまとめられ、中央最低審議会においてAランクで41円、Bランクで40円、Cランクで39円の大幅な引き上げの答申がなされました。

令和5年中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告における確認では「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されています。しかしながら、今回の目安審議では労使で丁寧に議論を積み重ねて合意がなされたとは言い難く、明確な根拠のもと納得感のある水準により決定なされているとは思えません。

中央最低賃金審議会が示した目安額は、近年当県地方最低賃金審議会が訴え続けて来た隣県との地域間格差の改善という点では、格差間の縮小とは言い難い提示であり、そのような目安額通りの答申がなされたことには妥当ではないと感じざるを得ません。

我々タクシー業界における地域間格差について申し上げますと、まずタクシー乗務員の賃金体系が殆どの事業者において歩合制賃金となっており、月当たりの売り上げによって賃金が支払われております。神奈川県内の令和4年12月期の1日1車当たりの平均売り上げは45,000円程度であるのに対し、東京都内の同期比の平均売り上げは58,000円を超え13,000円以上の格差となっており、月当たりの売り上げに換算すると150,000円以上の大きな格差となり、これが賃金の格差に直結します。

このように賃金において大きな地域間格差があるにも関わらず、東京都の最低賃金と1円しか変わらない状況において、同額の41円の引上げ額で答申されたことは到底納得できるものではありません。

さらに物価高騰の中、タクシー運賃については他の価格とは異なり、運賃改定に最短でも10か月程度の月日を要し、直ちに転嫁できる状況にない中で賃金を大幅に引き上げれば、雇用の削減、設備投資の抑制などにより中小企業及び小規模事業者の経営に大きく影響し、安定した輸送の供給に繋がらないと考えます。

我々タクシー事業者は、いわゆる『改善基準』を遵守し、公共交通としての社会的役割に努め、その中で効率的な事業運営に腐心しておりますが、事業収益が上がらない状況下での人件費増は、労働強化に繋がる危険性があり、労働者の健康確保への悪影響や交通事故も含めた労働災害の増加といったことも危惧されます。

中小企業及び小規模事業者が大半を占める当業界においては、経営者はその時々の経済施策に翻弄されながらも労働環境の確保、向上に努めておりますが、仮に、今また大幅な賃金引き上げが実施された場合、それに対応できない多くの善良な経営者は、タクシー事業からの撤退を余儀なくされることとなります。

つきましては、燃料価格の高騰をはじめとする諸物価高騰など、厳しい経済状況とタクシー業界の厳しい現状を御理解いただき、最低賃金額の改正に当たっては慎重なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。